

## 尼崎市社会福祉協議会コンプライアンス推進規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）のコンプライアンスの推進について基本的な事項を定めることにより、コンプライアンスの確立とその適切な運営を確保し、もって、本会の適正な業務運営及び社会的信頼性の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、本会の役員等及び職員（再雇用職員並びにパート職員及び労働者派遣に関する契約に基づき本会に派遣された本会の業務を行うものを含む。以下、「役員・職員等」という。）が業務遂行において、法令、条例、関係通知及び本会の定款・規程・規則（以下、「法令等」という。）、並びに社会規範や社会的良識を熟知並びに理解し、行動することをいう。

### (基本方針)

第3条 本会は、コンプライアンスの徹底及び推進が経営の基盤をなすことを強く認識し、社会福祉事業上求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、社会規範や社会的良識に則した誠実かつ公正な事業を遂行していくものとする。

### (理事長の責務)

第4条 理事長は、前条の基本方針を踏まえ、コンプライアンスの推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

### (役員・職員等の責務)

第5条 役員・職員等は、第3条の基本方針を踏まえ、自らの職務に関する法令等を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

- 2 役員・職員等は、社会規範や社会的良識に則して行動しなければならない。
- 3 役員・職員等は、自らの職務に関する法令等について正しい知識を習得するよう努めなければならない。
- 4 役員・職員等は、コンプライアンス違反の事実又は可能性を認識した場合には、第11条第1項の規定に定める通報受付窓口に通報もしくは相談するなど当該事態の是正に努めなければならない。

### (禁止事項)

第6条 役員・職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為をすること

- (2) 他の役員・職員等に対し、法令等に違反することをさせること
- (3) 他の役員・職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4) 他の役員・職員等の法令等の違反行為を黙認すること
- (5) 虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報を行うこと

#### (罰則)

第7条 本会は、次に掲げる役員・職員等を、処分することができる。

- (1) 本会の定款・規程・規則等の定めにより故意又は重大な過失により違反した場合
- (2) 法令違反行為に関与したことが明らかとなった場合
  - 2 役員処分の内容は、理事会の決議によるものとする。ただし、解任の場合は、定款の定めに従い、評議員会の決議によるものとする。
  - 3 職員の処分の内容は、就業規則等に基づき、懲戒処分にすることができる。

#### (免責の制限)

第8条 役員・職員等は、次に掲げることを理由として、自ら行ったコンプライアンス違反行為の責任を逃れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本会の利益を図る目的で行ったこと

#### (コンプライアンス体制)

第9条 コンプライアンス責任者（以下、「責任者」という。）は、本会の理事長があた

- る。
- 2 責任者は、次に掲げる役割を担う。
    - (1) コンプライアンス違反行為が発生、又は役員・職員等からの通報もしくは相談があった場合、コンプライアンス推進委員会の設置
    - (2) コンプライアンス違反行為が発生した場合、速やかな対応策の検討並びに実施及び再発防止策の周知徹底
    - (3) 重大なコンプライアンス違反行為が発生した場合、理事会への報告
  - 3 コンプライアンス担当者（以下、「担当者」という。）は、各部長とする。
  - 4 担当者は、各所管部署において、次に掲げる役割を担う。
    - (1) コンプライアンスに関する対応及び責任者への報告
    - (2) 本会の業務に関連する法令等の制定・改正・廃止等に関する周知
    - (3) コンプライアンスに関する教育・研修の実施

#### (コンプライアンス推進委員会)

第10条 コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」という。）は、事務局に設置

する。

2 委員会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) コンプライアンス推進のための方策の提言
- (2) コンプライアンス違反の調査並びに違反行為の判断及び責任者への報告
- (3) 対応策並びに再発防止策の検討・決定及び責任者への報告
- (4) 通報者への調査及び対応の結果の報告
- (5) その他コンプライアンスの推進

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、事務局長とし、会務を掌理し、委員会を代表する。なお、事務局長に事故あるときは、事務局次長が代理する。
- (2) 委員は、事務局次長及び部長をもって充てる。
- (3) 責任者は、必要があると認めたときは、臨時の委員を指名することができる。
- (4) 委員会の庶務は、法人マネジメント部において行う。

(通報・相談処理体制)

第11条 役員・職員等からの通報・相談を受ける通報受付窓口は、担当者のほか本会の職員の中から指名することができる。なお、通報受付窓口としての職員を指名した場合には、役員・職員等に明らかにする。

2 役員・職員等は、次に掲げる状況が発生した場合、速やかに通報受付窓口へ通報もしくは相談し、指示を仰がなければならない。

- (1) 法令等に反する行為もしくはその恐れのある行為を行った場合、又は発見した場合
- (2) 利用者や関係機関等からの苦情・相談等があり、コンプライアンス違反の可能性が判明した場合

3 通報を受けた者は、速やかに責任者に報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第12条 本会は、通報者が通報又は相談したことを理由として、通報者に対して、解雇その他いかなる不利益処分を行ってはならない。

2 本会は、通報者が通報又は相談したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。又、通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合、第7条第2項及び第3項に基づいて処分することができる。

(虚偽の通報等を行った者に対する罰則)

第13条 通報する者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 本会は、そのような通報を行った者に対し、第7条第2項及び第3項に基づいて処分することができる。

(個人情報の保護)

第14条 本規程に定める通報・相談処理及び委員会の業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び委員会の調査・審議等で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、第7条第2項及び第3項に基づいて処分することができる。

(通報者への通知)

第15条 本会は、通報者に対し調査結果及び是正結果について、被通報者（違反行為をした、もしくはその可能性がある」と通報された者をいう。）のプライバシーに配慮した上で、速やかに通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。